（国土形成計画法施行令の一部改正）

第四条　国土形成計画法施行令（平成十八年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

別表首都圏の項中「川崎市」を「川崎市　相模原市」に改める。

総務大臣　原口　一博
国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十月二十八日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百五十二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十二年一月一日とする。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
法務大臣　千葉　景子

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令及び公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十月二十八日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二百五十三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令及び公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条の二第四項及び第二十六項、第十条第二項、第十五条第二項、第十五条の二第二項及び第三項、第十五条の三第二項、第十六条第二項並びに第二十条の二から第二十条の六まで並びに同法第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部改正）

第一条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第三十三条とする。

第十九条（見出しを含む。）中「第七十条の十第二項」を「第七十条の十第三項」に改め、同条を第三十二条とする。

第十八条第一項中「百億円」を「二百億円」に改め、同条第二項中「（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の政令で定める金額は、十億円」を「及び第二号の三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額は、三十億円」に改め、同条第三項を削り、同条を第二十一条とし、同条の次に次の十条を加える。

（法第二十条の二の政令で定める売上額の算定の方法）

第二十二条　法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第一号イに該当するものに限る。次条第一項において同じ。）に係る法第二十条の二に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、次条第一項及び第二項に定めるものを除き、事業者が当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下この項及び同条第一項において「違反行為期間」という。）において、当該行為において当該事業者（同条第一項において「違反事業者」という。）がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に引き渡した法第二条第九項第一号イに規定する商品と同一の商品又は提供した同号イに規定する役務と同一の役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

一　違反行為期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合　控除した額

二　違反行為期間において商品が返品された場合　返品された商品の対価の額

三　商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があつた場合　違反行為期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定すべき場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

2　法第十九条の規定に違反する行為（法第二条第九項第一号ロに該当するものに限る。以下この項において同じ。）に係る法第二十条の二に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、次に掲げる額を合算する方法とする。

一　法第十九条の規定に違反する行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下この項及び次条第三項から第五項までにおいて「違反行為期間」という。）において法第二条第九項第一号ロに規定する他の事業者（以下この項及び次条第三項から第五項までにおいて「拒絶事業者」という。）に引き渡した同号ロに規定する商品と同一の商品又は提供した同号ロに規定する役務と同一の役務（当該拒絶事業者が当該同一の商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。次条第三項において同じ。）の対価の額の合計額（次のイからハまでに掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該イからハまでに定める額を控除した額）

イ　違反行為期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合　控除した額

ロ　違反行為期間において商品が返品された場合　返品された商品の対価の額

ハ　商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によつて明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があつた場合　違反行為期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定すべき場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）